

短期入所生活介護（含む介護予防）重要事項説明書

＜令和 6 年 8 月 1 日 現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3981-5051（午前9時～午後5時まで）

担当 佐藤昌幸 ・ 水埜英理 ・ 薩田達也

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 山吹の里
所在地	豊島区高田3-37-17
介護保険指定番号	短期入所生活介護（東京都 1371602564号）

(2) 施設の職員体制

職 種	配置人数	職 務 内 容
施設長 （管理者）	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
医 師	1名	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う
生活相談員	1名 以上	入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う
介護職員	27名 以上	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う
看護職員	3名 以上	入所者の保健衛生及び看護業務を行う
管理栄養士	1名 以上	給食の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う
機能訓練指導員	1名 以上	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う

介護支援専門員	1名 以上	施設サービス計画に関する業務を行う
事務職員	1名 以上	事業所の事務処理全般及び建物設備の管理を行う

(3) 施設の設備の概要

定員		90名	静養室	1室 2床
居室	4人居室	20室	医務室	1室
	2人居室	5室	食堂	2室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります	談話室	2室

3. サービスの内容

- (1) 食事
- (2) 入浴
- (3) 介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 特別食の提供
- (8) 理美容サービス
- (9) レクリエーション
- (10) 送迎（介護保険適用の送迎）など

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ① ご利用の予約申込みは原則介護支援専門員を通じ随時、電話での受付となります。緊急の場合はご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

(3) その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合、または、やむ得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. キャンセル料

以下の事由に該当の場合キャンセル料として食事代をお支払い頂きます。

- ・ 利用日の3日前17:00までに連絡が無い場合
- ・ 利用者の希望により利用期間中でもサービス中止し、退所した場合
- ・ 利用者が中途退所した場合

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

お客様が、健康で明るくのびのびと、しかも活気に満ちた生活ができるよう、お客様に対しての規制や制限は必要最低限度にとどめ、お客様のサービスにあたっては職員一人ひとりが“にっこり”といたわりの心を持ち、それぞれが専門職としての知識と技能を十分に身につけ、介護計画にそった適切かつ“いいサービス”を行えるよう努めていくものとする。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 …制限あり。(応相談)
- ・ 喫煙 …制限あり。
- ・ 設備、器具の利用 …故意や過失による破損については弁償して頂くことがあります。

- ・ 金銭、貴重品の管理…入所時に事務所にお預け下さい
- ・ 所持品の持ち込み …他の方の迷惑となるようなものはお断り致します。
- ・ 施設外での受診 …付き添いの職員が必要な場合にはお申し付け下さい。但し、交通機関を利用した場合には、付添い職員の 交通費は利用者のご負担になります。
- ・ 宗教活動 …他のお客様への勧誘等の行為はお断り致します。
- ・ ペットの持ち込み …ご遠慮願います。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応
 - ① 火災の場合は、自衛消防隊による消火活動を行う。
 - ② 近隣の町会や事業所と協力して利用者の避難を行う。
- (2) 防災設備
 - ① 廊下・エレベーターホール、食堂、居室等に天井面には感知器及びスプリンクラーを設置しています。
 - ② 火災等による停電時には、非常用照明及び誘導灯が点灯します。
 - ③ 感知器が作動した場合及び火災の場合には自動的に119番通報がなされます。
- (3) 防災訓練
 - ① 毎月訓練を実施します。
 - ② 地域防災協定に基づき近隣と十分なコミュニケーションを図ります。
- (4) 防火責任者 五十嵐 裕二 (防火管理者)

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 佐藤昌幸・水埜英理・薩田達也

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

東京都 東京都国民健康保険団体連合会

電話 6238-0177

区市町村名 豊島区 介護保険課相談担当係

電話 3981-1318

10. 事業者の概要

(1) 事業者の概要

- ①名称 特別養護老人ホーム山吹の里
指定番号
(東京都 1371602564号)
- ②代表者役職・氏名 施設長 芝 田 宏 昭
- ③所在地・電話番号 東京都豊島区高田3-37-17
03-3981-5051

(2) 運営法人

- ①名称 社会福祉法人 フロンティア
- ②代表者役職・氏名 理事長 水 島 正 彦
- ③所在地 東京都豊島区池袋4-25-10
- ④電話番号 03-5949-5995

⑤定款の目的に定めた事業

【第一種社会福祉事業】

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 障害者支援施設

【第二種社会福祉事業】

- ・ 老人デイサービスセンター
- ・ 老人短期入所事業
- ・ 老人デイサービス事業
- ・ 老人福祉センター
- ・ 老人居宅介護等事業
- ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業
- ・ 特定相談支援事業

【公益事業】

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 配食サービス事業
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 難病患者等ホームヘルプサービス事業

⑥施設・拠点等

介護老人福祉施設	3ヶ所
短期入所生活介護事業所	3ヶ所
通所介護事業所	5ヶ所

認知症対応型通所介護事業所	5ヶ所
地域包括支援センター	4ヶ所
居宅介護支援事業所	4ヶ所
訪問介護事業所	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護事業所	1ヶ所
高田介護予防センター	1ヶ所
高齢者会館	2ヶ所
配食サービス	2ヶ所
障害者支援施設（生活介護）	1ヶ所
就労支援事業所（移行・定着・B型）	1ヶ所
特定相談支援事業所	1ヶ所
共同生活援助事業所	1ヶ所

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面につづいて重要な事項を説明しました。

事業者 <事業者名> 特別養護老人ホーム 山吹の里

<住所> 東京都豊島区高田3-37-17

<代表者名> 理事長 水 島 正 彦 ㊞

<説明者名> 山吹の里 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 <住所>

<氏名> ㊞

（代理人） <住所>

<氏名> ㊞